

第 6600 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 1月14日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 創立費の自由償却

Q : 会社を設立した際の創立費は、いつ償却したらいいのですか？

A : いつでも自由に償却することが認められます。

【解説】

繰延資産には、次のように会計上の繰延資産と税法上の繰延資産があります。

【会計上の繰延資産】

創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債等発行費

【税法上の繰延資産】

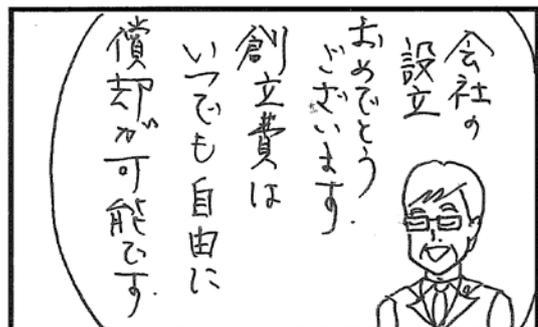
支出の効果が1年以上に及ぶ一定の費用

お尋ねの創立費は、会計上の繰延資産に該当し、法人税では、償却限度額はその繰延資産の額(既に損金の額に算入した償却費の額を控除した金額)としており、自由に償却ができることとしています。

これは、会社法や企業会計においては、繰延資産の計上を強制ではなく、任意計上としている(※)ことから、法人税においても、自由償却を認めているものと思われます。

(※)株主や債権者に対して財政状態を適正に開示するという立場から、任意計上としながらも相当額以上の償却を求めています。

なお、税法上の繰延資産については、その内容に応じて、償却年数を定めていますので、自由償却はできませんので、注意してください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】